

＊北海道公報

発行 北 海 道
編集 総務部人事局
法制文書課
電話 011-204-5035
FAX 011-232-1385

目 次 ページ

告 示

○特定調達契約に係る資格に関する公示.....	(原子力安全対策課)	16
○特定調達契約に係る入札の公告.....	(原子力安全対策課)	16
○土地改良区の役員の就任及び退任の届出.....	(農業施設管理課)	17
○道営土地改良事業変更計画の決定.....	(農業施設管理課)	18
○森林法による通知に代える公示.....	(治山課)	18
○河川区域の廃止等により生じた廃川敷地等.....	(河川課)	18
○土砂災害警戒区域の指定.....	(砂防災害課)	18
○土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の指定.....	(砂防災害課)	18

道公安委員会告示

○行政不服審査法による公示送達.....	20
----------------------	----

告 示

北海道告示第14号

地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の5第1項の規定により、一般競争入札に参加する者に必要な資格を定めた。

平成25年1月11日

北海道知事 高 橋 はるみ

1 資格及び調達をする物品等の種類

平成24年度において道が締結しようとする(1)に定める契約に係る一般競争入札に参加する者に必要な資格は、(2)に定めるものとし、当該契約により調達をする地方公共団体の物品等又は特定役務の調達の特例を定める政令（平成7年政令第372号）第2条第2号に規定する物品等の種類は、(3)に定めるものとする。

- | | |
|-----------------|--|
| (1) 契 約 | 平成25年1月11日に一般競争入札の公告を行う原子力防災ネットワーク（緊急時連絡網）装置の賃貸借契約 |
| (2) 資 格 | 原子力防災ネットワーク（緊急時連絡網）装置の賃貸借契約に関する資格（以下「資格」という。） |
| (3) 物 品 等 の 種 類 | 原子力防災ネットワーク（緊急時連絡網）装置の賃貸借 |

2 資 格 要 件

平成16年北海道告示第447号の1の(1)、(3)及び(5)から(8)までによるほか、次による。

- (1) 平成24年12月1日現在において、物品の賃貸事業を営んでいること。
- (2) 過去6年間に於いて、1の(1)に定める契約と種類をほぼ同じくする契約を締結し、かつ、誠実に履行した者であること。
- (3) 当該調達物品に関し、要求仕様書に記載する要件等を満たしていることを事前に明らかにした者であること。
- (4) この入札に係る調達物品に関する点検、修理、部品供給、保守等について、そのサービス及びメンテナンスに係る体制が十分に整い、長期間にわたり迅速かつ円滑に対応することができる者であること。

3 資 格 要 件 の 特 例

平成16年北海道告示第447号の2による。

4 資格審査の申請の時期及び方法

(1) 申 請 の 時 期

資格審査の申請は、平成25年1月11日から同年2月20日まで（日曜日、土曜日及び国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日を除く。）の毎日午前9時から午後5時までの間にしなければならない。

(2) 申 請 の 方 法

資格審査の申請は、次に掲げる申請書類の提出先に、当該提出先の指示により作成した申請書類を提出することにより行わなければならない。

ア 提出先の名称 北海道総務部危機対策局原子力安全対策課

イ 提出先の所在地 札幌市中央区北3条西6丁目

5 資格審査の再申請並びに資格の有効期間及び当該期間の更新手続並びに資格の喪失

平成16年北海道告示第447号の3の(1)のアからウまで及び(2)、4の(1)及び(3)並びに5の(1)による。

北海道告示第15号

次のとおり一般競争入札（以下「入札」という。）を実施する。

なお、この入札に係る調達は、1994年4月15日マラケシュで作成された政府調達に関する協定の適用を受ける。

平成25年1月11日

北海道知事 高 橋 はるみ

1 入 札 に 付 す る 事 項

- (1) 調達をする物品等の名称（1月当たりの単価）及び数量
原子力防災ネットワーク（緊急時連絡網）装置の賃貸借 一式

- (2) 調達をする物品等の仕様等 入札説明書及び仕様書（以下「入札説明書等」という。）による。
- (3) 契約期間 平成25年3月29日から平成31年3月28日まで。ただし、予算の範囲内で、当該契約期間を変更することがあり得る。
- (4) 納入場所 仕様書による。
- 2 入札に参加する者に必要な資格
平成25年北海道告示第14号に規定する原子力防災ネットワーク（緊急時連絡網）装置の賃貸借契約に関する資格を有すること。
- 3 契約条項を示す場所
北海道総務部危機対策局原子力安全対策課
- 4 入札執行の場所及び日時
- (1) 入札場所 札幌市中央区北3条西6丁目 北海道庁本庁舎3階テレビ会議室（送付による場合は、郵便番号 060-8588 札幌市中央区北3条西6丁目 北海道総務部危機対策局原子力安全対策課）
- (2) 入札日時 平成25年2月21日（木）午前11時（送付による場合は、必着）
- (3) 開札場所 (1)に同じ。
- (4) 開札日時 (2)に同じ。
- 5 入札保証金
平成16年北海道告示第448号の1の(1)による。
- 6 入札説明書等の交付に関する事項
- (1) 交付場所 3に同じ。
- (2) 交付の方法 (1)の場所で交付する。
なお、北海道総務部危機対策局原子力安全対策課のホームページ（<http://www.pref.hokkaido.lg.jp/sm/gat/index.htm>）においてダウンロードすることができる。
- 7 落札者の決定及び契約書作成の要否
平成16年北海道告示第448号の2の(2)のウ及び3の(1)による。
- 8 落札者と契約の締結を行わない場合
落札者が暴力団関係事業者等であることにより道が行う公共事業等から除外する措置を講じることとされた場合は、当該落札者とは契約の締結を行わない。
- 9 その他
平成16年北海道告示第448号の4の(2)、(5)、(7)から(9)まで及び(11)から(13)までによるほか、次による。
- (1) 入札説明の日時及び場所

- ア 日 時 平成25年1月11日（金）から同年2月20日（水）まで（日曜日、土曜日及び国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）第3条に規定する休日を除く。）の毎日午前9時から午後5時まで
- イ 場 所 北海道総務部危機対策局原子力安全対策課
- (2) 契約に関する事務を担当する組織の名称及び所在地
- ア 名 称 北海道総務部危機対策局原子力安全対策課
- イ 所 在 地 郵便番号 060-8588 札幌市中央区北3条西6丁目
電話番号 011-204-5011

10 Summary

- A Nature and quantity of the products to be procured :
Nuclear Disaster Prevention Network (Emergency Contact Network) Facility
- B Bid tendering date and time : 11:00A.M., February 21, 2013
- C Contact : Nuclear Safety Division, Department of General Affairs, Hokkaido Prefectural Government, Kita 3-jo Nishi 6-chome Chuo-ku, Sapporo 060-8588 Japan
Phone : 011-204-5011

北海道告示第16号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第18条第16項の規定により、空知土地改良区から、次のとおり役員の就任及び退任の届出があった。

平成25年1月11日

北海道知事 高橋 はるみ

就退任の別	就退任年月日	理事・監事の別	氏名	住 所
就 任	平成24.12.19	理 事	石 川 良 樹	滝川市江部乙町505番地
同	同	同	佐 藤 巧	深川市音江町字広里862番地21
同	同	同	嶋 田 省 一	滝川市江部乙町1249番地1
同	同	同	平 沢 信 二	同 江部乙町886番地2
同	同	同	岩 谷 尚 之	同 南滝の川505番地1
同	同	同	土 田 光 義	同 北滝の川2113番地4
同	同	同	安 達 忠 志	同 南滝の川456番地1
同	同	監 事	澁 谷 英 夫	深川市音江町字音江346番地の2
同	同	同	川 本 圈 太	滝川市江部乙町1824番地3
同	同	同	西 村 勝 人	同 北滝の川1236番地
退 任	同 24.12.18	理 事	加 藤 孝	深川市音江町字稲田1103番地
同	同	同	嶋 田 省 一	滝川市江部乙町1249番地1

同	同	同	石川良樹	同	江部乙町505番地	1(1)河川の名称	一級河川石狩川水系ベベルイ川
同	同	同	平沢信二	同	江部乙町886番地2	(2)廃川敷地等が生じた年月日	平成25年1月11日
同	同	同	小西廣和	同	滝の川町西6丁目2番15号	(3)廃川敷地等の位置	(右岸)富良野市宇鳥沼749番1地先、745番1地先及び空知郡中富良野町6781番
同	同	同	土田光義	同	北滝の川2113番地4	(4)廃川敷地等の種類及び数量	土地 1,785.25㎡
同	同	同	岩谷尚之	同	南滝の川505番地1	2(1)河川の名称	一級河川石狩川水系富良野川
同	同	監事	澁谷英夫	深川市音江町字音江346番地の2	(2)廃川敷地等が生じた年月日	(2)廃川敷地等が生じた年月日	平成25年1月11日
同	同	同	横山守	滝川市江部乙町2427番地	(3)廃川敷地等の位置	(左岸)空知郡中富良野町字富良野原野1073番3地先から1073番1地先まで	
同	同	同	西村勝人	同	北滝の川1236番地	(4)廃川敷地等の種類及び数量	土地 4,006.04㎡
北海道告示第17号						北海道告示第20号	
土地改良法（昭和24年法律第195号）第87条の3第1項の規定により、次の地区について道営土地改良事業の土地改良事業変更計画を定めた。						土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律（平成12年法律第57号）第6条第1項の規定により、次の区域を土砂災害警戒区域として指定する。	
その関係書類は、平成25年1月16日から20日間、一般の縦覧に供する。						平成25年1月11日	
平成25年1月11日						北海道告示第21号	
						土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律（平成12年法律第57号）第6条第1項及び第8条第1項の規定により、次の区域を土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域として指定する。	
						平成25年1月11日	
						北海道告示第18号	
						土砂災害警戒区域の箇所番号	
						天神町沢川（Ⅰ－33－0580）	
						土砂災害警戒区域の表示	
						室蘭市天神町・知利別町4丁目（次の図のとおり）	
						土砂災害の発生原因となる自然現象の種類	
						土石流	
						（「次の図」は省略し、その図面を北海道胆振総合振興局室蘭建設管理部に備え置いて縦覧に供する。）	
						北海道告示第19号	
						河川区域の廃止により廃川敷地等が生じたので、河川法施行令（昭和40年政令第14号）第49条の規定により、次のとおり告示する。	
						その関係図面は、北海道上川総合振興局旭川建設管理部に備え置いて縦覧に供する。	
						平成25年1月11日	
						北海道告示第20号	
						土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律（平成12年法律第57号）第6条第1項及び第8条第1項の規定により、次の区域を土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域として指定する。	
						平成25年1月11日	
						北海道告示第21号	
						土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の箇所番号	
						室蘭港南町2丁目4（Ⅰ－3－77－1717）	
						(2)土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の表示	
						室蘭市港南町2丁目（次の図のとおり）	

(3) 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類 急傾斜地の崩壊 (4) 当該自然現象により建築物に作用すると想定される衝撃に関する事項 次の図のとおり 2(1) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の箇所番号 室蘭港南町2丁目5（Ⅰ－3－78－1718） (2) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の表示 室蘭市港南町2丁目（次の図のとおり） (3) 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類 急傾斜地の崩壊 (4) 当該自然現象により建築物に作用すると想定される衝撃に関する事項 次の図のとおり 3(1) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の箇所番号 室蘭港南町2丁目（Ⅰ－3－79－1719） (2) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の表示 室蘭市港南町2丁目（次の図のとおり） (3) 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類 急傾斜地の崩壊 (4) 当該自然現象により建築物に作用すると想定される衝撃に関する事項 次の図のとおり 4(1) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の箇所番号 室蘭港南町2丁目6（Ⅰ－3－80－1720） (2) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の表示 室蘭市港南町2丁目（次の図のとおり） (3) 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類 急傾斜地の崩壊 (4) 当該自然現象により建築物に作用すると想定される衝撃に関する事項 次の図のとおり 5(1) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の箇所番号 室蘭増市町1丁目1（Ⅰ－3－528－3086） (2) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の表示 室蘭市増市町1丁目（次の図のとおり） (3) 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類 急傾斜地の崩壊 (4) 当該自然現象により建築物に作用すると想定される衝撃に関する事項	次の図のとおり 6(1) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の箇所番号 室蘭絵鞆町3丁目（Ⅱ－3－81－1254） (2) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の表示 室蘭市絵鞆町3丁目（次の図のとおり） (3) 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類 急傾斜地の崩壊 (4) 当該自然現象により建築物に作用すると想定される衝撃に関する事項 次の図のとおり 7(1) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の箇所番号 室蘭天神町1（Ⅰ－3－237－1877） (2) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の表示 室蘭市天神町（次の図のとおり） (3) 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類 急傾斜地の崩壊 (4) 当該自然現象により建築物に作用すると想定される衝撃に関する事項 次の図のとおり 8(1) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の箇所番号 室蘭天神町4（Ⅰ－3－239－1879） (2) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の表示 室蘭市天神町（次の図のとおり） (3) 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類 急傾斜地の崩壊 (4) 当該自然現象により建築物に作用すると想定される衝撃に関する事項 次の図のとおり 9(1) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の箇所番号 小橋内川右3号沢川（Ⅰ－33－0880） (2) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の表示 室蘭市増市町1丁目（次の図のとおり） (3) 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類 土石流 (4) 当該自然現象により建築物に作用すると想定される衝撃に関する事項 次の図のとおり （「次の図」は省略し、その図面を北海道胆振総合振興局室蘭建設管理部に備え置いて縦覧に供する。）
---	--

道 公 安 委 員 会 告 示

北海道公安委員会告示第5号

行政不服審査法（昭和37年法律第160号）第48条において準用する同法第42条第2項ただし書及び第3項の規定により、次のとおり公示送達する。

平成25年1月11日

北海道公安委員会委員長 横 内 龍 三

1 送達を受けるべき者の住所及び氏名

(1) 異議申立書記載の住所 札幌市厚別区大谷地東4丁目1番1-1207号

(2) 異議申立人 前田孝之

2 公示事項

異議申立人が、行政不服審査法第6条の規定に基づき、平成24年8月28日（郵便の消印日同年8月27日）付けで当公安委員会に提起した異議申立てについて、当公安委員会は、同年10月24日付けで決定をしたが、異議申立人に決定書の謄本を送付することができない。よって、当該決定書の謄本は、当公安委員会（北海道警察本部警務部監察官室）で保管し、いつでもこれを交付するから、異議申立人は当公安委員会に出頭の上、受領されたい。
